

第5章

まちづくりの実現化に向けて

1. まちづくりのシナリオ
2. 市民参画と協働によるまちづくりの推進
3. 都市マスタープランの着実な運用

1. まちづくりのシナリオ

本計画に掲げている将来都市像“地域の宝を市民が育む「住み続けたい・訪れたいまち」”を実現し、交流人口の拡大、定住促進を図るためには、行政が中心となってまちづくりの根幹となる基盤整備を計画的に進めるとともに、身近な地域に必要な施設については、市民と行政の協働によってそれぞれの地域の状況に応じた取り組みを進めることが重要です。

計画の実現に向けた各種施策の実施にあたっては、特定の分野に限ることなく総合的な取り組みが必要となりますが、その中でも都市計画に関連する施策は、総合的なまちづくりを先導するという意味で非常に重要な位置づけにあります。

このため、全体構想、地域別構想での検討結果を踏まえて、計画の目標年次である平成40年までの概ね20年間で短期、中期、長期に分け、シナリオに基づいて、計画的にまちづくりを進めます。



藤橋バイパスの開通

主に都市計画法のツールを活用した重点的な取り組みによる「交流拡大、定住促進に向けたまちづくりのシナリオ」に加えて、主に都市計画法以外のツールによる「地域に密着した生活環境向上に向けたまちづくりのシナリオ」を並行して進めることで、まちづくりの目標の実現を目指します。

【都市計画法によるまちづくり】

土地利用規制・誘導

- ・都市計画区域（都市計画手法を導入する範囲）
- ・地域地区（用途地域、特定用途制限地域、防火地域、風致地区、景観地区 等）
- ・地区計画 等

都市計画施設

- ・道路、公園、その他（下水道、河川 等）

市街地開発事業

- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業 等

交流拡大、定住促進に向けたまちづくりのシナリオ

補完

【都市計画法によらないまちづくり】

- ・条例、紳士協定によるまちづくりルール
- ・市独自の補助金等（住宅の新築・建て替え）
- ・道路の部分改良

地域に密着した生活環境向上に向けたまちづくりのシナリオ

(1) 交流拡大、定住促進に向けたまちづくりのシナリオ

■短期：『磨く』⇒ 既存ストックを活かして地域の宝を磨く

まちの賑わい、活力の再生を図るためのプロジェクトに重点的に取り組みます。

●温泉の宝

・交流人口拡大に向けた先導的取り組みとして、和倉温泉を活かした観光交流による賑わいの再生を図ります。

●港の宝

・七尾港の物流機能を活かした産業の増進、新たな企業誘致などにより、雇用拡大を図ります。
 ・七尾港の工業・生産物流機能の増進のための道路整備を進めます。

●まちなかの宝

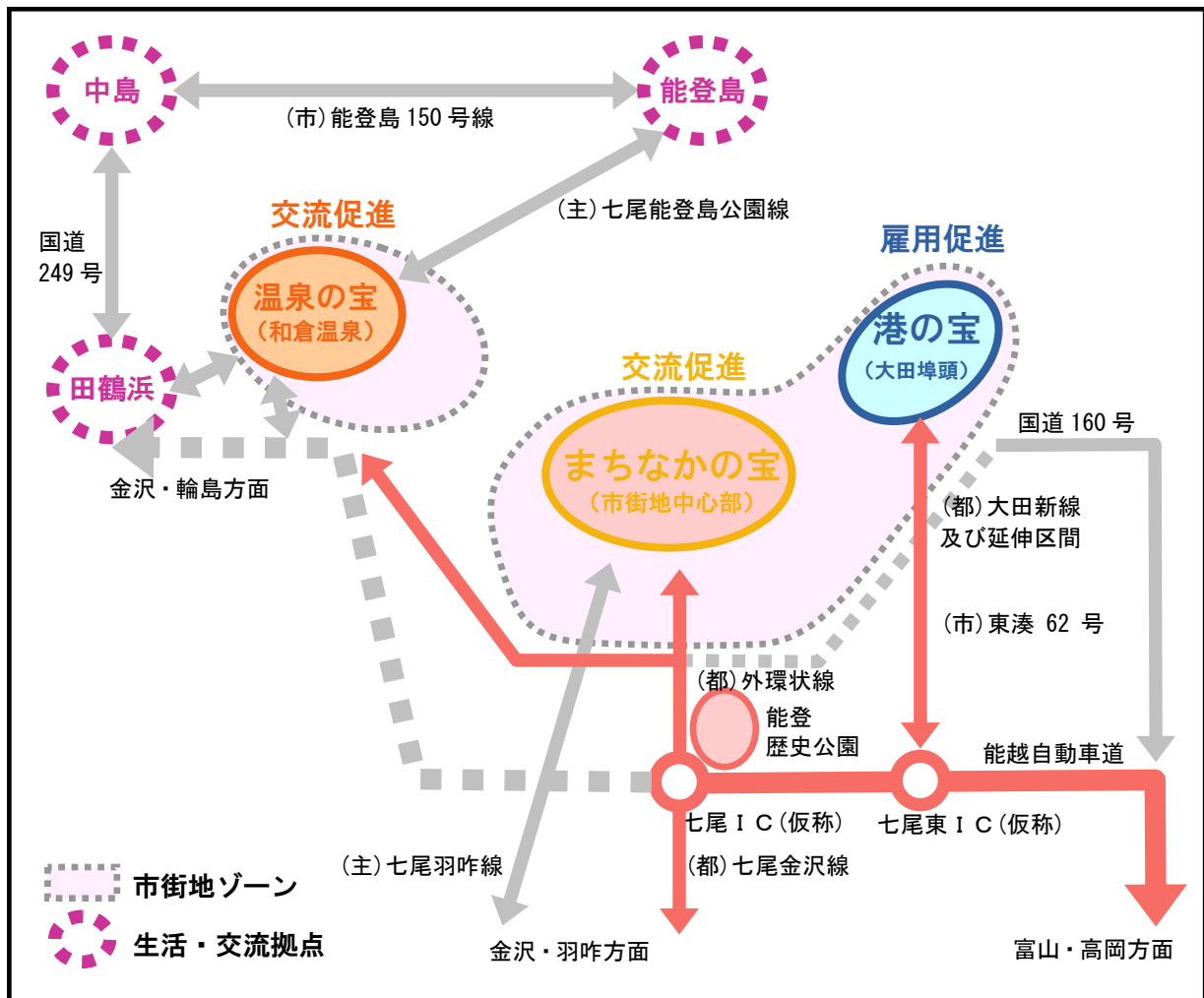
・まちなかにおける行政や民間によるこれまでの取り組みを活かして、城下町としての歴史的まちなみを活かした景観づくりや、小丸山公園の活用などにより、観光交流資源としての魅力を高めます。

●生活・交流拠点

・田鶴浜、中島、能登島の生活・交流拠点では、歴史や風土、地域の生活文化に根ざした集客力のある魅力的な交流資源としての地域特性と市民の日常生活が一体となった空間として、行政サービスや買物、教育などの生活サービス機能の集約化を図ります。

●広域交流促進

・能越自動車道の七尾東 I C(仮称)、七尾 I C(仮称)へのアクセス道路を整備するとともに、I Cと和倉温泉を連絡する道路整備を進めます。
 ・市民のレクリエーション活動や憩いの場、市民と観光客の交流の場となる能登歴史公園の整備を促進します。



《短期における主な取り組み》

●温泉の宝

和倉温泉の賑わい再生

- ・和倉温泉まちづくり事業の推進（舗装の高質化、修景整備（照明、案内看板など）、まちなみ景観づくりなど）
- ・(都)湯元和倉温泉駅線の整備促進
- ・マリンスポーツ拠点の整備（マリーナ及び緑地の整備）

●港の宝

港湾を活かした工業・生産物流機能の増進

- ・大田埠頭の整備（浚渫工事、13m岸壁）
- ・七尾 I C(仮称)、七尾東 I C(仮称)へのアクセス道路の整備
（(都)大田新線及びその延伸区間～(市)東湊 62 号線の整備促進）

●まちなかの宝

まちなか居住の推進

- ・まちなかの生活環境の向上（歩車道分離による歩行者の安全確保、生活補助軸の整備による防災性・安全性の向上、身近な買い物機能の確保など）

歴史文化を活かしたまちなか観光の推進

- ・歴史的まちなみを活かした景観づくり
（七尾市景観計画に基づく景観重点地区の指定、歴史的建築物を維持するための支援制度など）
- ・歩行者空間・歩行者導線の充実（視覚的な誘導（サイン・モニュメントなど）、まちなみと調和した空間整備など）
- ・歴史的資源としての小丸山公園の活用

●生活・交流拠点

生活・交流拠点の充実

- ・効率的で質の高い集落環境の構築（各市民センター周辺における生活サービス機能の集約化、居住機能の配置など）

●広域交流促進

広域交流促進のための基盤整備

- ・能越自動車道七尾東 I C(仮称)、七尾 I C(仮称)の供用開始
- ・(都)外環状線（(主)七尾羽咋線～国道 249 号）の整備促進
- ・(都)七尾金沢線（(都)外環状線～終点）の整備促進
- ・能登歴史公園の整備促進（歴史・文化の体験や学習施設の整備など、能登の歴史・文化を体験できる公園づくり）

■中期：『つなぐ』⇒地域の宝を交流拡大・定住促進につなげる

地域の宝の結びつきを強めることで、広域的な交流の拡大、市街地での定住促進に取り組みます。

●まちなかの宝

・和倉温泉と七尾市街地のまちなか観光との連携により、周辺都市などとの広域的な交流の拡大を図ります。

●基盤整備地区※

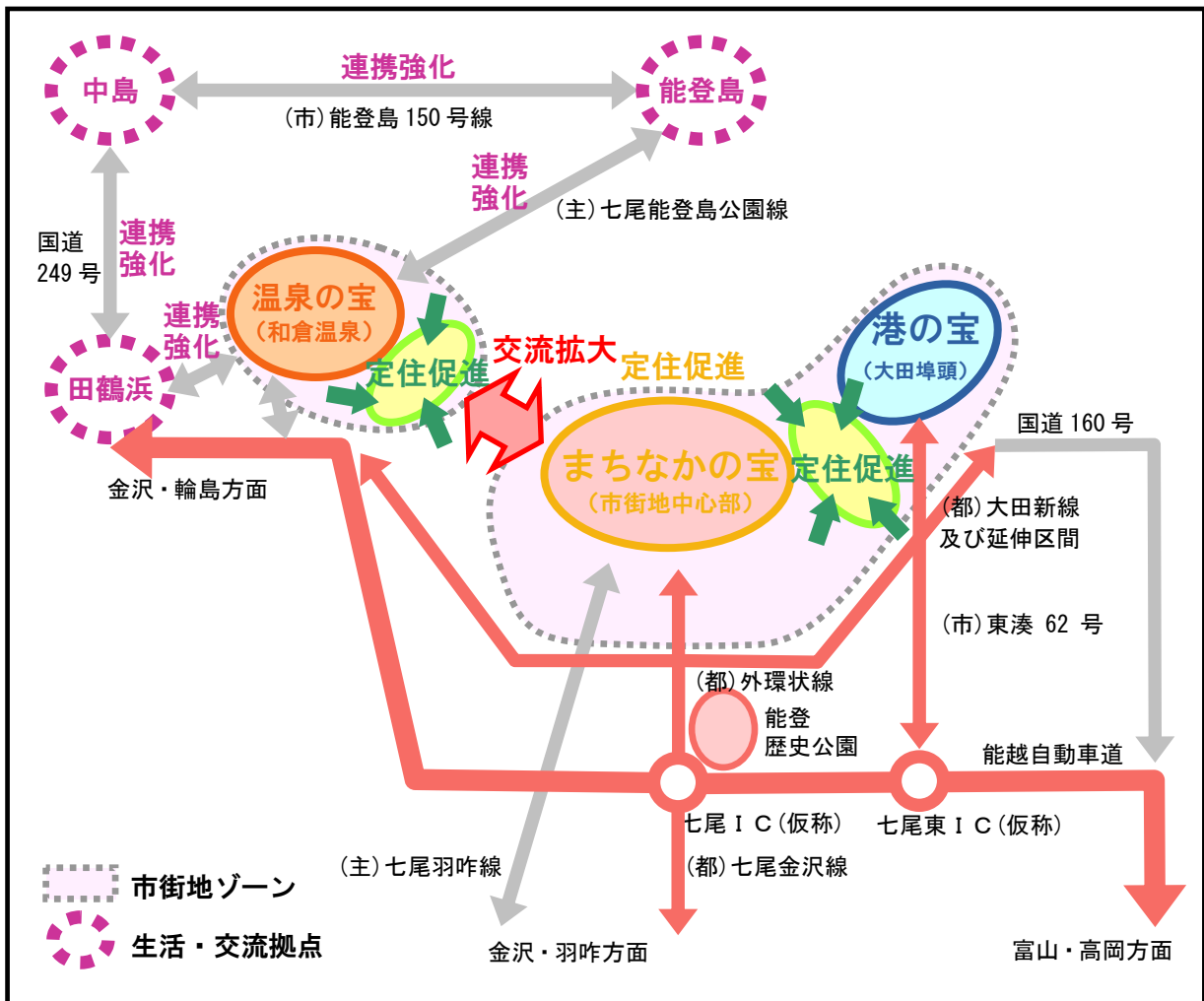
・和倉温泉の観光交流による賑わいの再生や、七尾港の雇用拡大を市街地の基盤整備地区などでの定住の促進につなげます。
 ・地域でのルールに基づいたまちづくりや用途地域の変更などにより、住宅地としての魅力向上を図ります。

●生活・交流拠点

・田鶴浜、中島、能登島の生活・交流拠点と和倉温泉、七尾市街地との連携強化を図り、和倉温泉を中心とする交流拡大による相乗効果を活かした地域づくりを進めます。

●広域交流促進

・能越自動車道の全線開通に伴い日常生活圏が広域化するため、その効果をまちづくりに最大限に活かすための道路整備を進めます。



※基盤整備地区：宅地としての利用増進を図るために、土地区画整理事業などにより、日常生活に必要な道路、公園などを計画的に整備した地区

《中期における主な取り組み》

●まちなかの宝

連携強化によるまちなか観光の推進

- ・観光資源の連携による回遊性の向上（まちなかと和倉温泉の連携など）

まちなか居住の推進

- ・まちなかの生活環境の向上（歩車道分離による歩行者の安全確保、生活補助軸の整備による防災性・安全性の向上、身近な買い物機能の確保など）
- ・空き地、空き家、空き施設等を活用したU・I・Jターンの推進（空き家バンク、空き家のリフォームによる利活用など）

●基盤整備地区

基盤整備地区における定住促進

- ・地域のルールに基づいたまちづくりの推進（地区計画や建築協定、緑地などの指定、継続）
- ・日常生活施設の充実（用途地域変更など）

●生活・交流拠点

生活・交流拠点の充実

- ・生活・交流拠点を連絡する公共交通の利便性向上（鉄道とコミュニティバスの連携、コミュニティバス相互の連携強化など）

●広域交流促進

広域交流促進のための基盤整備

- ・能越自動車道の全線開通
- ・(都)外環状線（国道160号～(都)七尾金沢線）の整備促進
- ・(都)七尾金沢線（(都)臨港線～(都)外環状線）の整備促進

■長期：『広げる』⇒ 取り組みの連携強化による交流拡大、定住促進

首都圏、中京圏なども含めた、より広域的な交流の拡大を図り、交流・連携によるまちづくりを更に発展させていきます。

●まちなかの宝

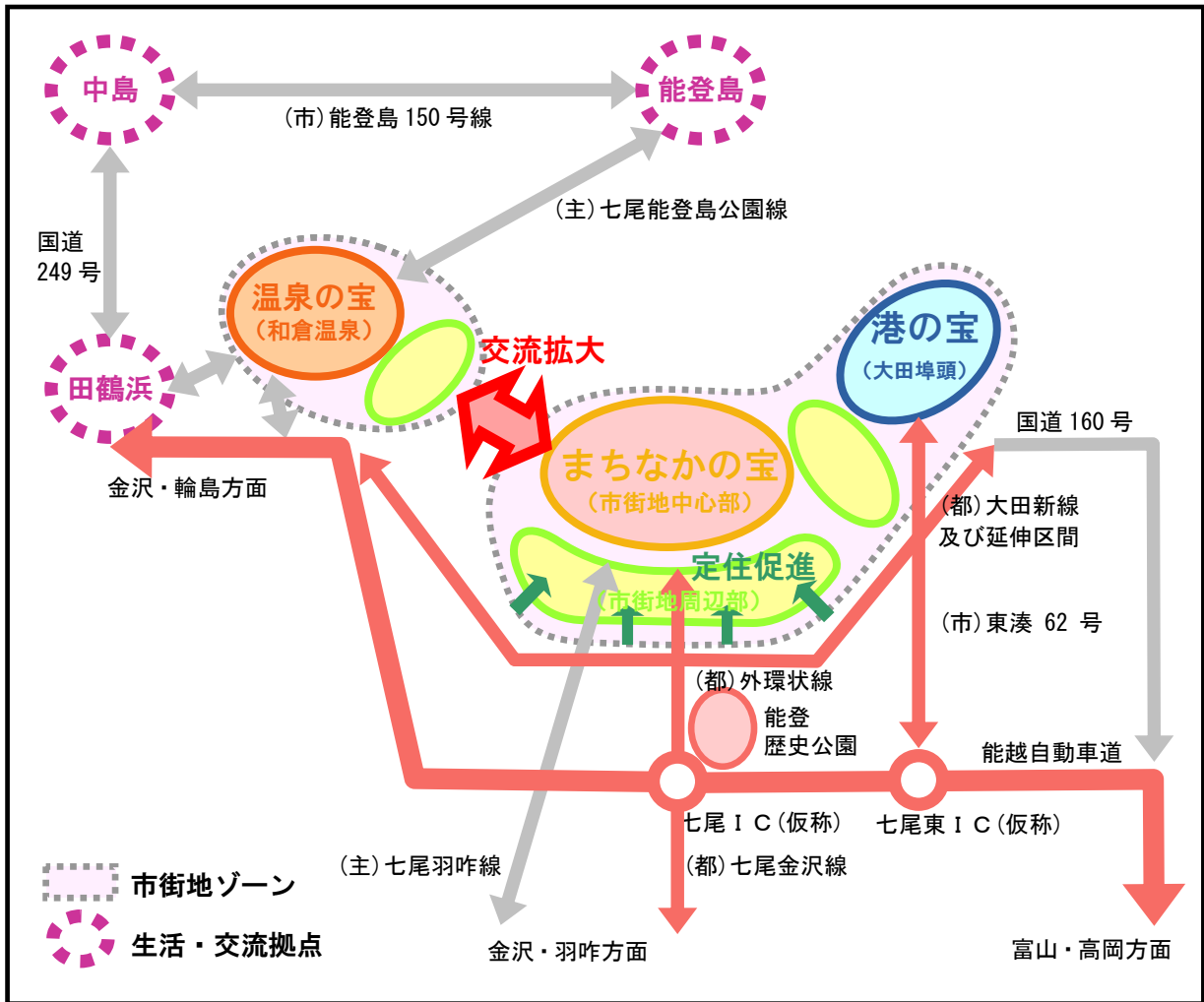
・和倉温泉や七尾市街地のまちなかでの継続的な取り組みによって、それぞれの交流資源、定住促進のための資源としての魅力を高めます。

●市街地周辺部

・市街地周辺の低未利用地については、市街地ゾーン以外や七尾市外からの転入人口に対する受け皿として、計画的な市街化を図ります。

●広域交流促進

・より広域的な交流を拡大するための道路整備を促進するとともに、地域間の連携を更に強化するための道路整備を進めます。



《長期における主な取り組み》

●まちなかの宝

連携強化によるまちなか観光の推進

- ・観光資源の連携による回遊性の向上（まちなかと山の寺寺院群の連携など）

まちなか居住の推進

- ・まちなかの生活環境の向上（歩車道分離による歩行者の安全確保、生活補助軸の整備による防災性・安全性の向上、身近な買い物機能の確保など）
- ・空き地、空き家、空き施設等を活用したU・I・Jターンの推進（空き家バンク、空き家のリフォームによる利活用など）
- ・建築物の配置の誘導による遊休地の有効利用

●市街地周辺部

市街地周辺部における定住促進

- ・優良な開発を誘導する補助幹線道路などの整備
- ・地域が主体となったまちづくりのルールづくり

●広域交流促進

広域交流促進のための基盤整備

- ・中期までに整備された広域交流道路、都市間交流道路などの更なる機能強化

(2) 地域に密着した生活環境向上に向けたまちづくりのシナリオ

① 基本的な考え方

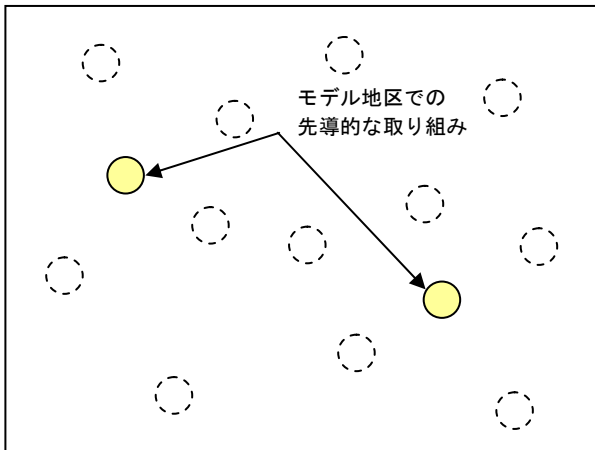
交流拡大、定住促進に向けたまちづくりのシナリオと並行して、地域の暮らしを支える身近な生活環境の向上を図るため、継続的な取り組みを進める必要があります。

こうした取り組みは、地域住民からの発意により行政の支援を受けながら進める「**市民参画・協働型のまちづくり**」と、行政が主体となって行う事業・施策に市民が協力しながら進める「**市民協力型のまちづくり**」に大別されます。

② 市民参画・協働型のまちづくりの進め方

地域住民が主体となる、まちづくりのルールづくりや、ルールに基づいたまちづくり活動への継続的な取り組みを促進します。取り組みにあたっては、既存の市街地や集落を中心として、地域別構想での位置づけや地域のまちづくりの熟度などを考慮して、以下のような手順で取り組みを広げていきます。

■Step 1. 先導的な取り組みに着手



Step 1

地域レベルの取り組みを進める上でのモデルとなる地区を抽出し、先導的な取り組みに着手します。

モデル地区には、地域におけるまちづくりが活発に行われており身近な基盤整備に関する合意形成が容易な地区や整備の緊急性の高い地区などが考えられます。

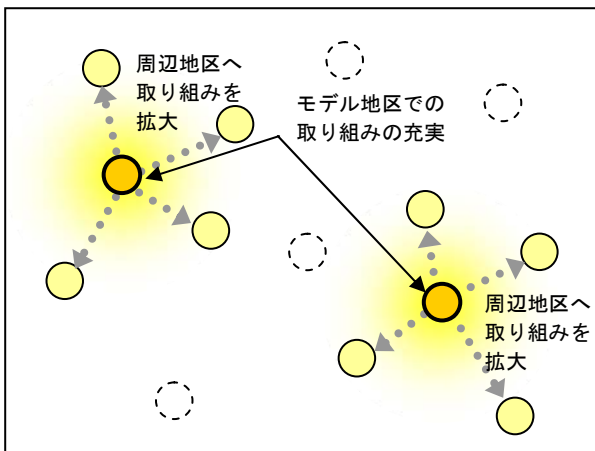
Step 2

モデル地区での取り組みの充実を進めるとともに、取り組みを周辺地区に広げていきます。

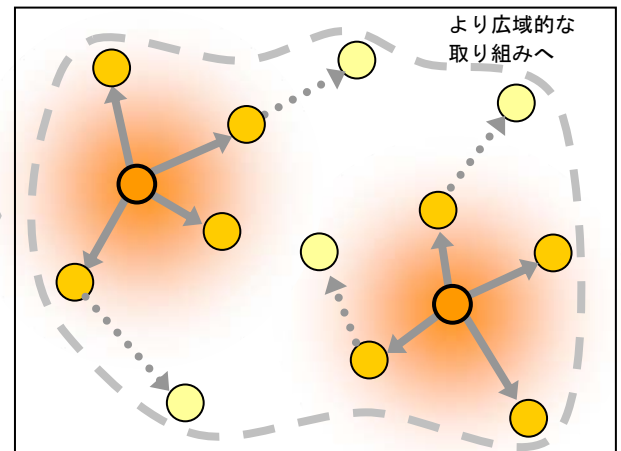
Step 3

地域レベルの取り組みの更なる拡大により、より広域的な取り組みへの発展を図ります。

■Step 2. 取り組みを周辺に波及



■Step 3. より広域的な取り組みに拡大



取り組みにあたっては、地区計画等、都市計画提案制度などの都市計画制度も活用します。

【地区計画等（都市計画法第12条の4・5、及び第16条第3項）】

七尾市では、万行町夢見通り地区、府中七尾駅線沿道地区、石崎地区の3地区において活用しています。

地区計画制度には、標準的な規制の基準はなく、地区の特性や地域住民の総意のもとで目標とした目指す地区像の実現に向けて、様々な規制基準を使い分けることができます。

この制度は、まちの拠点となる駅周辺や、戸建て専用住宅地、一団の工業地などの多様な特性を有する地区において活用できるものです。「市民参画と協働によるまちづくり」を実現するため、広く制度の周知を行い、積極的な運用を図ります。

【都市計画提案制度（都市計画法第21条の2）】

平成14年の都市計画法の改正により、都市計画提案制度が創設されました。

都市計画提案制度は、一団の土地の区域について、土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを実践・推進していくために、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定または変更を提案することができる制度です。

市民参画・協働型のまちづくりによる取り組み

- 地域のまちづくりのルールづくり（地区計画、景観ルールの設定、緑地協定など）
- セットバックによる隅切りの確保、地区防災道路の整備
- 耕作放棄地の管理
- 身近な自然環境、地域固有の生態系や自然環境の保全
- 身近な緑化活動、地域の清掃 など

③ 市民協力型のまちづくりの進め方

地域における生活環境の向上を実現していくためには、地域住民の理解と協力が不可欠なため、地域住民への周知、事業内容への住民意向の反映を図るとともに、事業実施後における住民などによる積極的な活用を促進します。取り組みにあたっては、既存の市街地や集落を中心とし、地域別構想での位置づけを考慮するとともに、協働のまちづくりプロジェクト（総合計画）による地域ごとのまちづくり協議会での検討結果なども踏まえた優先順位をもとに進めます。

市民協力型のまちづくりによる取り組み

- 通学路、避難路の確保
- 安全施設の適切な配置
- 歩行者・自転車空間の充実
- 道路の不連続区間の整備
- 身近な公園・緑地の質の向上
- 排水環境の向上
- 河川流域の浸水被害防止
- 教育、医療、福祉など日常生活関連機能の充実 など

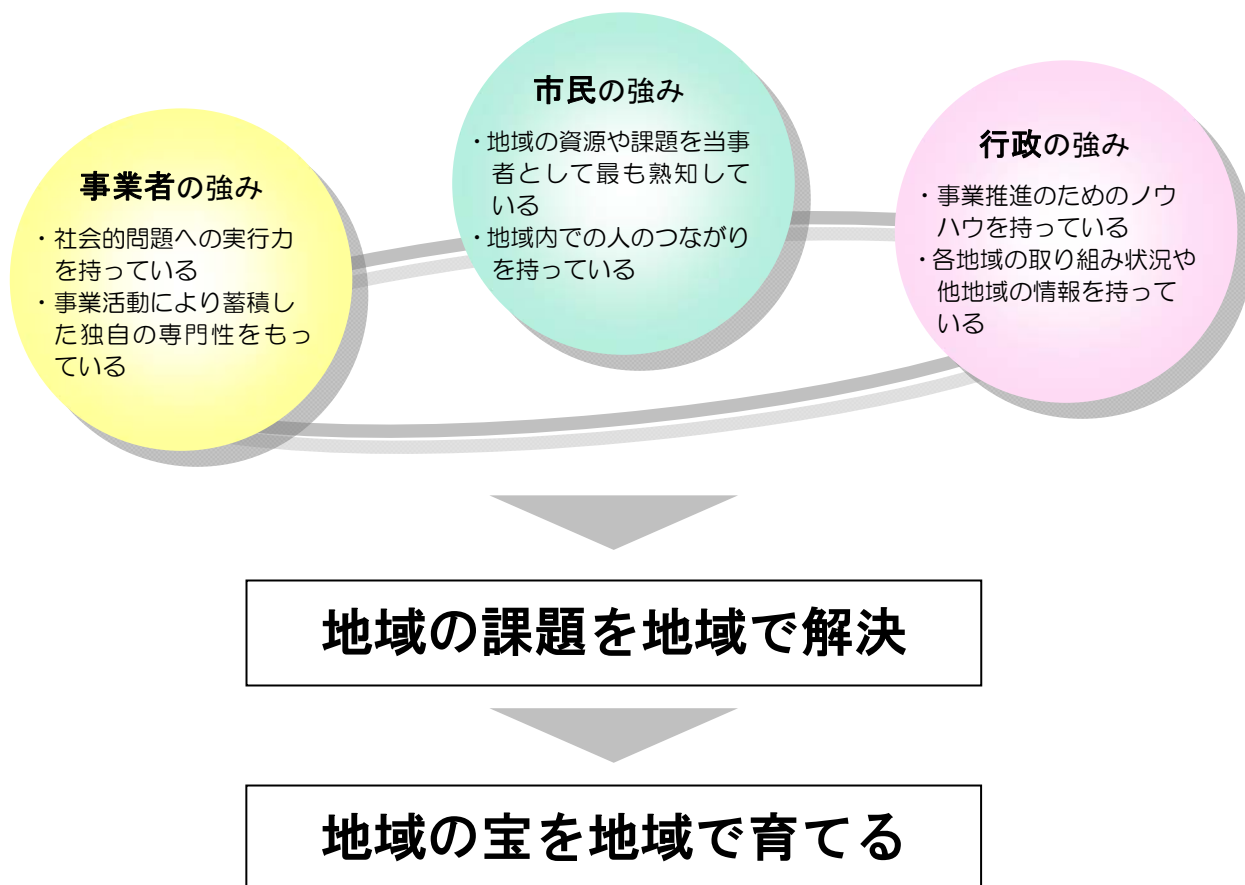
2. 市民参画と協働によるまちづくりの推進

(1) 市民参画と協働によるまちづくりの考え方

都市マスタープランを実現していくためには、行政が主体となって進める大規模な道路や公園などの整備も重要ですが、特に生活に密着した課題については、地域の方々と行政の協働によって行われる身近な取り組みが非常に重要です。

協働による取り組みを進めていくには、地域の課題について地域で一体的に取り組むことにより、自分たちの住むまちを自分たちで良くしていく流れをつくる必要があります。

そのために、七尾市総合計画の協働のまちづくりプロジェクトと連携を図りながら、市民、事業者、行政が、それぞれの強みを活かし合いながら、都市マスタープランの実現に向けた地域のまちづくりに参画する仕組みづくりを進めていきます。



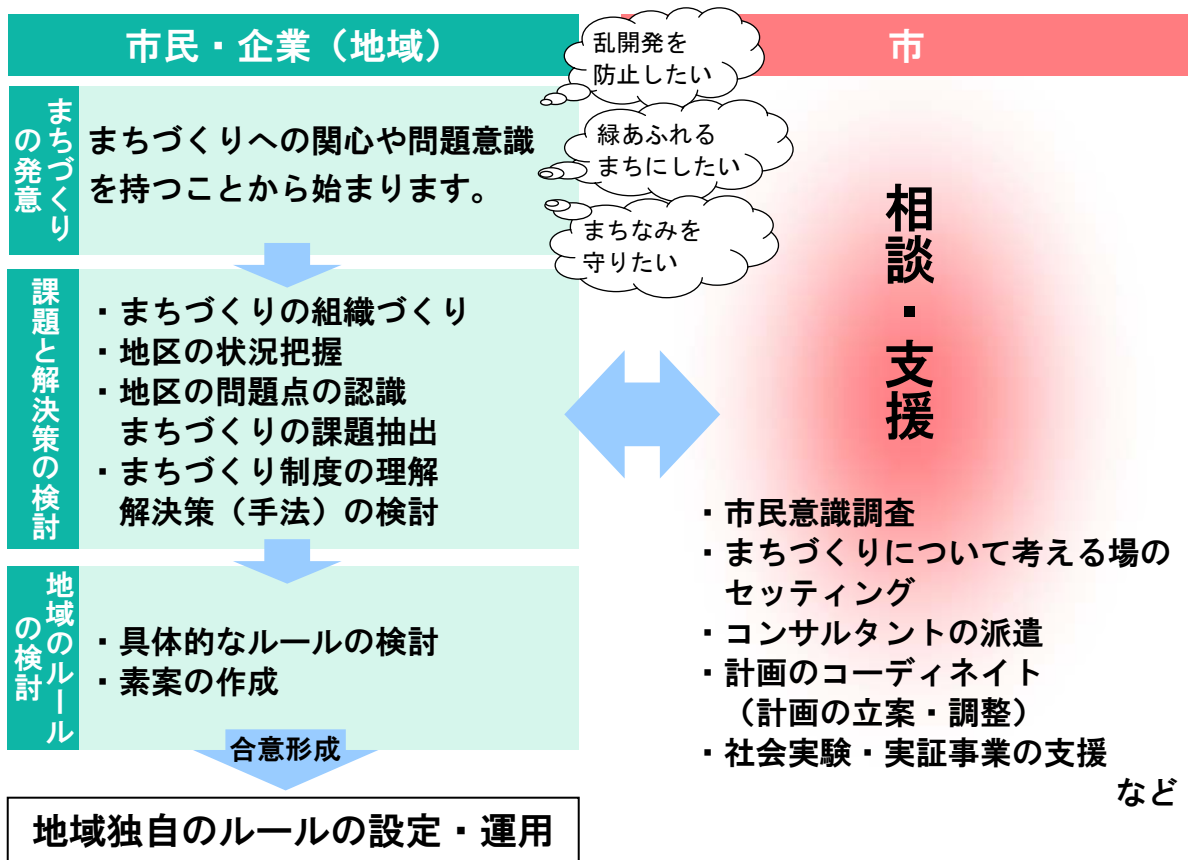
■ 市民参画と協働によるまちづくりの概念図 ■

(2) 市民参画と協働によるまちづくりのイメージ

身近なまちづくりの問題や課題を解決するためには、取り組み段階に応じた地域住民が主体となった取り組みにより、地域や地区の特徴を踏まえた目指すべき将来像を地域住民で共有し、きめ細かな土地利用や建築活動を誘導したり、生活の質や災害対応力を向上させたりすることが重要になります。

行政は地域住民のまちづくりに対する思いを形にしていくため、地域住民の主体的な活動に対し、より一層の庁内連携を図りつつ、まちづくりに関する情報の提供・発信、助言・アドバイスなどを行うとともに、景観条例などの各種制度を活用しながら支援していきます。

また、地域住民が主体的に問題・課題の解決に取り組む地域や、今後の協働のまちづくりのモデルとなるような地区には、行政からも地域住民に積極的に働きかけながら協働のまちづくりを進めていきます。



■ 地域のまちづくりの段階と行政のかかわり方のイメージ ■



■ 市民参画と協働によるまちづくりのイメージ ■

3. 都市マスタープランの着実な運用

(1) 計画的な進行管理

都市マスタープランは、概ね20年後を目標年次として都市づくりの方向性を示すものであるため、今後の各種施策や事業は社会経済情勢などを踏まえつつ段階的に取り組まれることとなります。

このため、施策・事業の進捗状況の管理や市民意識調査による効果の検証などにより、定期的に本計画の達成状況について評価・検証するとともに、庁内関係各課の連携・調整のもと計画的かつ適切に進行管理を行い、将来像の実現を目指します。

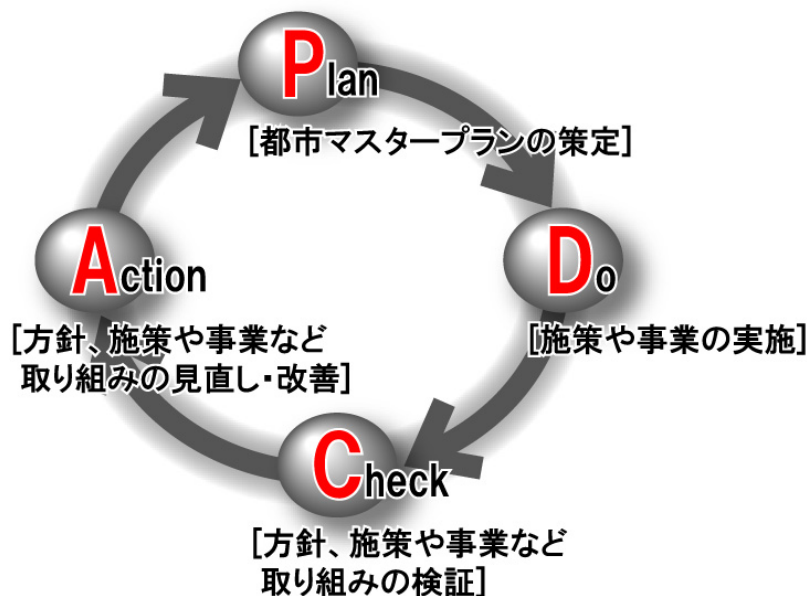
進行管理をPDCAサイクル*として捉えると、本計画の策定が「プラン(Plan)」になり、計画に基づく施策や事業の実施が「ドゥ(Do)」になります。

「チェック(Check)」では、計画が硬直化しないように、中間年次である平成30年を目安として、定住人口、交流人口の目標値を評価指標として、その達成状況を評価し、方針や施策、事業などの取り組みの検証を行います。

この検証結果に基づき、「アクション(Action)」では、方針や施策、事業など取り組みの見直し・改善を行います。

これらの進行管理では、都市データの更新や都市計画基礎調査*の結果を活用するとともに、個別の施策や事業についても経年的に進捗状況の管理、検証を行います。

なお、計画の進行管理に当たっては、市政懇談会などを通じて、進捗状況を市民に公表するなど、市民の理解と協力を得ながら実施していきます。



■ PDCAサイクルによる進行管理のイメージ ■

※PDCAサイクル：Plan（計画）⇒ Do（実施・実行）⇒ Check（点検・評価）⇒ Action（処置・改善）の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図っていかうとする考え方

※都市計画基礎調査：都市計画法第6条に規定されている調査で、都市化の動向に応じた都市計画の見直しに必要となる、人口規模、市街地の面積、土地利用その他の事項に関する現況及び将来の見通しなどの基礎的なデータを得ることを目的として、概ね5年間隔を目安に行われる調査

(2) 都市マスタープランの見直しの考え方

本格的な少子高齢社会の到来や都市間競争の激化など、七尾市を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しています。

このため、時代の潮流や財政状況、市民のライフスタイルや価値観の変化などに応じて、重点的かつ効果的な投資を行うなど、まちづくりの施策・事業の進め方も柔軟に対応していくことが求められています。

都市の将来像や都市づくりの骨格となる取り組みは今後も原則として継承しますが、都市マスタープランが実効性のあるプランとなるように、次のような視点で見直しを行います。

■経年変化に応じた見直し

都市計画基礎調査では、最新の人口や産業、土地利用、開発状況、各種施策の進捗状況など、各種の都市データを整理し、これらの経年的な変化を分析しているため、数値データの更新とともに将来予測を見直す必要があります。

同時に、社会情勢の変化や計画の進行管理の状況を踏まえ、次のステップを見据えたプランに見直ししていきます。

■上位計画等の変更に伴う見直し

都市マスタープランは、基本的に策定時点での上位計画を踏まえて策定しています。これら上位計画についても、社会・経済情勢の変化に応じて定期的に見直しが行われています。上位計画の大幅な見直しによって都市マスタープランの内容とズレが生じた場合には、都市マスタープランを見直ししていきます。

■市民主体のまちづくりと連動した地域レベルのまちづくりの深度化に伴う見直し

今後、市民の皆さんの自立的な取り組みによって身近なまちづくりが進展し、地域のまちづくり方針を再検討する必要が生じた場合には、その時点における市民と行政の協働のまちづくりのあり方を踏まえ、地域別まちづくり構想の位置づけ及び内容を見直ししていきます。